

新宿区個人情報保護に関する法律施行条例(令和5年条例第1号)

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(個人情報業務登録簿)

第3条 実施機関(区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。以下同じ。)は、個人情報に係る業務を新たに開始したときは、次に掲げる事項を実施機関が定める個人情報業務登録簿に登録し、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 業務の名称
- (2) 業務の目的
- (3) 業務の対象となる個人の範囲
- (4) 業務で利用している保有個人情報の項目
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(開示決定等の期限等)

第4条 法第78条第1項第4号に規定する開示決定等、法第94条第1項に規定する訂正決定等又は法第102条第1項に規定する利用停止決定等に係る次の表の左欄に掲げる法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第83条第1項、第94条第1項及び第102条第1項	30日	15日
第84条	60日	45日

(費用等の負担)

第5条 法第87条第1項の規定により写しの交付の方法による保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担するものとする。

2 前項の費用の額は、実施機関が定める。

- 3 法第 89 条第 2 項の規定により納めなければならない手数料は、無料とする。

（審議会への諮問）

第 6 条 実施機関は、個人情報保護制度の運用及び在り方についてサイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 2 条に規定するサイバーセキュリティに関する専門的な知見等を有する者の意見を踏まえた審議が特に必要であると認める場合は、法第 129 条の規定により、新宿区情報公開・個人情報保護審議会条例（平成 2 年新宿区条例第 9 号）に定める新宿区情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（新宿区個人情報保護条例の廃止）

- 2 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の新宿区個人情報保護条例（以下「廃止前の条例」という。）第 3 条第 2 項又は第 15 条第 3 項の規定による職務上又はその業務若しくは事務に関して知り得た廃止前の条例第 2 条第 2 項に規定する個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない責務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に廃止前の条例第 2 条第 1 項に規定する実施機関（以下「廃止前の実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において廃止前の実施機関の職員であった者

- (2) この条例の施行前において、廃止前の条例第 2 条第 11 項に規定する受託業務者（以下「受託業務者」という。）であったものの、受託業務者が受託した業務に従事していた者、同条第 13

- 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）であったもの、指定管理者が行う新宿区（以下「区」という。）の公の施設の管理の業務に従事していた者及び同条第 15 項に規定する派遣労働者（以下「派遣労働者」という。）であった者
- 4 この条例の施行の日前に廃止前の条例第 18 条、第 21 条又は第 23 条の規定による請求がされた場合における廃止前の条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 5 附則第 3 項第 1 号に掲げる者及びこの条例の施行前において受託業務者が受託した業務に従事していた者、指定管理者が行う区の公の施設の管理の業務に従事していた者又は派遣労働者であった者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において廃止前の実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された廃止前の条例第 2 条第 4 項に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。
- 6 前項の規定に該当する場合を除き、同項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において廃止前の実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された廃止前の保有個人情報（廃止前の条例第 2 条第 3 項に規定する保有個人情報をいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。以下同じ。）をこの条例の施行後に提供したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。
- 7 前 2 項の規定に該当する場合を除き、附則第 5 項に規定する者が、職務上又はその業務若しくは事務に関して知り得たこの条例の施行前において廃止前の実施機関が保有していた廃止前の保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。
- 8 受託業務者又は指定管理者としての業務を行う法人又は人の業務に関して、その法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、前 3 項の違反行為を行ったときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。

- 9 この条例の施行前にした行為及び附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（新宿区区民の声委員会条例の一部改正）

- 10 新宿区区民の声委員会条例（平成11年新宿区条例第36号）の一部を次のように改正する。

第27条中「新宿区個人情報保護条例（平成17年新宿区条例第5号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

（新宿区暴力団排除条例の一部改正）

- 11 新宿区暴力団排除条例（平成24年新宿区条例第59号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「新宿区個人情報保護条例（平成17年新宿区条例第5号）第2条第1項に規定する実施機関」を「区長、新宿区教育委員会、新宿区選挙管理委員会、新宿区監査委員及び新宿区議会」に、「同条第2項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改め、「規定する個人情報」の次に「その他これに類するものとして区長が定めるもの」を加え、同条第2項中「新宿区個人情報保護条例第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律第60条第1項」に改め、「規定する保有個人情報」の次に「その他これに類するものとして区長が定めるもの」を加える。